資料６

堺市一般廃棄物処理基本計画
ごみ減量プラン（2026-2035）

令和8年8月

目次

1. はじめに 1
(1) 本プランの目的 1
(2) 本プランによる進捗管理の進め方について 1
(3) 堺市一般廃棄物処理基本計画の概要 1
2. 現状と課題 3
(1) 廃棄物処理を取り巻く状況 3
(2) 今後の課題 3
3. 個別施策シート 5
(1) 活用方法 5
(2) 各種目標及び評価指標 5
(3) シート一覧 5
＜参考：施策体系一覧＞ 43

1. はじめに

(1) 本プランの目的

本市では2021（令和3）年3月に堺市一般廃棄物処理基本計画を改定し、ごみの減量化・リサイクルや適正処理の取組を進めてきました。特に2022（令和4）年7月から2024（令和6）年3月までの間には「堺・ごみ減量4R大作戦」を実施し、情報発信の強化、企業との連携や本市独自の取組を集中的に行いました。

本市の取組効果、社会情勢の変化、物価高による消費減退等の影響、電子化の進展による紙媒体の減少や製品の軽量化をはじめとする企業努力等によって家庭系及び事業系ごみ排出量、清掃工場搬入量、最終処分量はいずれも大きく減少し、2024（令和6）年度時点で2030（令和12）年度の最終目標を達成しました。

2025（令和7）年に中間目標年度を迎えたことから、社会情勢や廃棄物行政の動向等の変化に対応し、更なるごみの減量化・リサイクルを推進し本市のごみ処理事業のあるべき姿を実現することを目的として2026（令和8）年3月、堺市一般廃棄物処理基本計画を改定しました。

2026（令和8）年3月に改定した堺市一般廃棄物処理基本計画（以下「新計画」という。）では、施策・事業を効率的・効果的に推進するため、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）からなるPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行うこととしています。

本プランは、新計画の計画期間（2026（令和8）～2035（令和17）年度の10年間）に取り組む具体的な取組内容と各取組の実績及び効果の評価指標を示すものです。本プランの実行を通じて、ごみに関わる多様な主体が、それぞれの立場に応じた適正な役割分担のもと、新計画の基本理念である「循環型都市・堺」の実現を図ります。

(2) 本プランによる進捗管理の進め方について

新計画に掲げる29の施策について、進捗状況の点検と評価を毎年度実施し、適宜見直しながら取り組むこととします。なお、2030（令和12）年度及び2035（令和17）年度には、各施策に設定した個別施策目標の達成状況を踏まえ、5年間、10年間の中期的な施策効果を評価・検証します。

(3) 堺市一般廃棄物処理基本計画の概要

堺市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく法定計画であり、廃棄物処理に関する国や大阪府との方針等と整合を図った上で、本市の一般廃棄物処理に関する基本的な方向性を中長期的な視点から定めるものです。

新計画は、「循環型都市・堺」の形成及び「ウェルビーイング」の実現の観点から、本市のごみ処理事業のあるべき姿や取り組むべき施策の考え方を次のように示しています。

① 基本理念

ともにつくる環境負荷の少ない「循環型都市・堺」～ウェルビーイングの実現をめざして～

② 基本方針

＜基本方針①＞ 4Rの更なる推進

＜基本方針②＞ ごみに関わる多様な主体の連携・協働

＜基本方針③＞ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

③ 計画期間

2026（令和8）年度から2035（令和17）年度の10年間

④ 計画目標

項目	2024（令和6）年度 （基準）	2030（令和12）年度 （中間目標）	2035（令和17）年度 （最終目標）
清掃工場搬入量	21.0万トン	18.9万トン	17.7万トン
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	559グラム	510グラム	489グラム
1日当たり 事業系ごみ排出量	184トン	170トン	161トン
最終処分量	1.7万トン	1.5万トン	1.4万トン

⑤ 参考指標

指標	現状値（年度）
生活ごみに占めるリサイクル可能なものの割合	28.9%（2023（令和5））
生活ごみに占めるリサイクル可能な「その他の古紙」の割合	11.3%（2023（令和5））
生ごみに占める「手付かず食品」の割合	20.7%（2023（令和5））
家庭系リサイクル率	14.7%（2024（令和6））
リサイクル率【事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含む】	16.2%（2023（令和5））
リサイクル率【事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含まない】	17.1%（2024（令和6））
事業系一般廃棄物減量等計画書のごみ排出量に占める再資源化量の割合	57.6%（2023（令和5））

2. 現状と課題

新計画の各施策は、次に示す廃棄物処理を取り巻く状況や課題等を踏まえて検討・推進します。

(1) 廃棄物処理を取り巻く状況

① ウェルビーイング

2024（令和6）年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」において「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が最上位の目的に掲げられました。また、同年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成の推進がウェルビーイング実現のための重要なツールとして位置付けられました。

環境の状況や環境対策が経済・社会と密接に関連し、その度合いはより一層増していることから、廃棄物処理をはじめとする環境政策を起点として、統合的な概念であるウェルビーイングを実現することが期待されています。

② 循環経済（サーキュラーエコノミー）

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行が国家戦略として位置付けられました。一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

③ プラスチック資源循環

2022（令和4）年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、製品の設計から廃棄物の処理までに関わる全ての主体におけるプラスチック資源循環の取組の促進が図られています。

また、同法では市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化が努力義務化されました。

(2) 今後の課題

① ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信

情報発信の強化はごみの減量化・リサイクルを促進する上で最も重要な課題の一つです。本市が行う施策や分別・排出方法等の情報について幅広く、わかりやすい情報発信を行うことが求められます。

また、一部のSNS等で「プラスチックごみはリサイクルされずに全部燃やされている」等の誤った情報が広まっていることに対して、事実に基づいた情報を発信することで正しい理解を促し、行動変容へつなげる必要があります。

② 食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減

本市では水きりによる家庭系生ごみの減量、協定締結事業者との連携によるフードシェアリングサービスや食品ロスダイアリー等の食品ロス削減の取組を進めてきましたが、生ごみに占める「手付かず食品」の割合は増加傾向にあり、更なる削減が必要です。

③ プラスチック資源循環の促進

生活ごみに混入している分別収集品目の多くはプラスチック製容器包装であり、ごみと資源の分別徹底に向けた更なる啓発、行動変容が必要です。また、「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえ、未対応である製品プラスチックの分別収集・リサイクル等が求められます。

④ 古紙の回収、リサイクル

家庭系古紙は集団回収と民間拠点での回収を行っていますが、生活ごみに含まれるリサイクル可能な紙類が増加しているため、その双方において継続・拡充が必要です。

事業系古紙は清掃工場への搬入を禁止したことにより、本市の事業系ごみ全体の減少を推し進めた要因の一つとなりましたが、更なるリサイクル促進のため事業者への制度周知や搬入物検査を強化する必要があります。

⑤ 高齢者や外国人住民等への対応

本市では今後高齢化率が上昇し、単身の方を含めた高齢者世帯の増加が予想されるため、現在実施しているごみ出し支援等の継続が必要です。

また、外国人住民の人口も増加傾向にあり、外国人住民にもわかりやすく、正しい分別に取り組んでいただける情報発信が求められます。

⑥ 中間処理施設の整備

クリーンセンター東工場及びリサイクルプラザの老朽化が進んでおり、速やかな更新・整備が必要な状況です。

⑦ 災害に備えた処理体制の構築

激甚災害や近年多発している台風、大雨による浸水等の災害に備えた安定的な処理体制の構築が求められます。

3. 個別施策シート

(1) 活用方法

個別施策シートは、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理に関する施策の成果を評価するために必要となるもので、本シートを用いて毎年度の進捗状況を把握し、検証を行います。

進捗状況及び評価・検証結果は毎年堺市廃棄物減量等推進審議会に報告し、事業実施手法等について助言を受けます。また、ホームページ等の情報媒体を活用し、広く周知します。

(2) 各種目標及び評価指標

① 個別施策目標

新計画の基本方針に基づく29の施策について、2030（令和12）年度及び2035（令和17）年度の「個別施策目標」を定めており、5年間、10年間の中期的な施策効果の評価・検証に活用します。

② ウェルビーイング指標

目標達成に向けた取組について、新計画の基本理念に掲げるウェルビーイングの実現に特に関係するものには「ウェルビーイング指標」を設定しています。「ウェルビーイング指標」を基に、本市の取組が市民のウェルビーイング実現にどれだけ寄与できているか把握し、手法の見直しやサービスの改善に活用します。

③ 取組指標、効果指標

各施策の取組について、実施状況に関する「取組指標」と取組による効果に関する「効果指標」を設けています。毎年度、「取組指標」による実績の把握と、「効果指標」による取組の効率性や実効性の評価・検証を行い、必要に応じて取組内容を見直します。なお、社会状況の変化によって設定した指標が実態に合わなくなった等の場合は、指標の見直しを行います。

(3) シート一覧

施策番号	施策名称	主たる所管	頁
1	家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	**資源循環推進課** **環境事業管理課**	7
2	事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	**資源循環推進課**	9
3	食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減	**資源循環推進課**	10
4	使い捨てプラスチックの削減	**資源循環推進課**	12
5	自主的なリユース行動の促進	**資源循環推進課**	14
6	粗大ごみリユース事業の推進	**クリーンセンター管理課**	15
7	ごみと資源の分別徹底	**資源循環推進課** **環境業務課**	16
8	ペットボトル水平リサイクルの促進	**資源循環推進課** **クリーンセンター管理課**	18

施策番号	施策名称	主たる所管	頁
9	製品プラスチックの行政回収・リサイクルルートの確保	**環境事業管理課** **資源循環推進課**	19
10	集団回収の更なる促進	**資源循環推進課**	20
11	集団回収以外の古紙リサイクルルートの確保	**資源循環推進課**	22
12	事業系古紙のリサイクルルートの確保	**資源循環推進課**	23
13	新たなリサイクル手法の検討	**環境事業管理課** **資源循環推進課**	24
14	環境教育や環境学習の推進	**資源循環推進課**	25
15	事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備	**資源循環推進課**	26
16	事業系食品廃棄物の削減	**資源循環推進課**	27
17	地域美化の推進	**環境業務課**	28
18	ごみ分別収集運搬体制の見直し	**環境事業管理課** **環境業務課**	30
19	家庭系ごみ排出方法の周知徹底	**環境業務課**	31
20	事業系ごみ排出方法の周知徹底	**資源循環推進課** **クリーンセンター管理課**	32
21	事業用大規模建築物所有者に対する適正排出指導	**資源循環推進課**	33
22	高齢者や外国人住民等への対応	**環境業務課** **環境事業所**	34
23	家庭ごみ有料化の検討	**環境事業管理課**	36
24	ごみ処理手数料の改定の検討	**環境事業管理課**	37
25	中間処理施設整備の推進	**環境施設課**	38
26	廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用	**クリーンセンター東工場** **環境施設課**	39
27	焼却施設等の適正な維持管理	**環境施設課** **クリーンセンター東工場** **クリーンセンター管理課** **浄化ステーション**	40
28	災害に備えた処理体制の構築	**環境事業管理課**	41
29	最終処分場の確保	**環境事業管理課** **クリーンセンター管理課** **環境施設課** **クリーンセンター東工場**	42

個別施策シート（施策番号：1）

主たる所管	資源循環推進課、環境事業管理課	関係所管	クリーンセンター管理課、環境業務課	ともに取り組む	市民

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	1	ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
主な施策	1	家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化

施策の概要	対象者の属性に合わせたわかりやすい情報発信により、ごみの減量化・リサイクルに関する市民意識を向上させ、行動変容を促進します。 また、情報発信の重要なツールであるごみの排出方法に関するパンフレット（現：資源とごみの分別大辞典）はよりわかりやすい表現となるように適宜見直します。なお、情報発信の際には広報さかいやパンフレット等、従来の紙媒体だけでなくSNSやごみ分別アプリ、デジタルサイネージ等、電子媒体を積極的に活用します。 【効果】 ・ 対象者の属性に応じたわかりやすい表現と、それに合わせた複数の媒体の並行活用により、より多くの市民がごみに関する情報にアクセスしやすくなる。 ・ 市民の4R認知度が向上する。	
個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	4R認知度：75%（市政モニターアンケート）	4R認知度：85%（市政モニターアンケート）

取組内容

2026（令和8）年度

①新たな情報発信手段の検討

取組指標	効果指標
他市調査の実施（予定：19 件）	新たな情報発信事業（イベント等）の実施件数（件）

その他の取組

・ ごみの関心が低い層、ごみに詳しくない層への情報発信を中心とした新たな情報発信手法の検討

【参照】

・ 生ごみの減量、食品ロスに関する情報発信の強化（施策番号3）
・ 使い捨てプラスチック削減に関する情報発信の強化（施策番号4）
・ リユースに関する情報発信の強化（施策番号5）
・ 生活ごみ等の適正排出率向上に向けた指導強化・情報発信（施策番号7）
・ ごみと資源の分別徹底に向けた情報発信の強化（施策番号7）
・「その他の古紙」の更なる分別・回収（施策番号10）
・ 環境教育や環境学習の推進（施策番号14）
・ 使用済小型家電の適正な回収・リサイクルに向けた情報発信（施策番号18）
・ 水銀使用廃製品の適正な回収に向けた情報発信（施策番号18）

	・ 多言語での情報発信（施策番号22）

個別施策シート（施策番号：2）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管	クリーンセンター管理課、環境業務課	ともに取り組む	事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	1	ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
主な施策	2	事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化

施策の概要

ICTを積極的に活用し、事業規模や業種に応じたごみの適正処理を含む情報発信を行います。また、事業系ごみ減量情報紙等により、事業者の取組水準に合わせて先進事例等を広く情報提供します。

【効果】

・ 対象者の属性に応じたわかりやすい表現と、それに合わせた複数の媒体の並行活用により、より多くの事業者がごみに関する情報にアクセスしやすくなる。

・ 事業者がごみに関する正しい知識を得て、ごみの適正処理や減量化・リサイクルが促進される。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
ごみ減量・リサイクルに関する取組を「特にしていない」割合：37%（ごみ減量に関する市民・事業所意識調査） 【参考】2023（令和5）年度：43.3%	ごみ減量・リサイクルに関する取組を「特にしていない」割合：35%（ごみ減量に関する市民・事業所意識調査） 【参考】2023（令和5）年度：43.3%

取組内容

2026（令和8）年度

①新たな情報発信手段の検討・導入

取組指標	効果指標
他市調査の実施（予定：19 件）	新たな情報発信や取組数（件）

②事業系ごみ減量化・リサイクルに関する情報発信

取組指標	効果指標
・ 事業系ごみ減量情報紙の発行 ・ 事業者向けオンラインセミナーの実施	-

<u>その他の取組</u>

・ 事業系ごみの適正排出や分別方法の理解が十分でない事業者層をターゲットとした、分かりやすく実践的な情報発信手法の検討

【参照】

・ 事業系古紙リサイクルの促進（施策番号12）

・ 民間再資源化事業者との連携（施策番号15）

・ 事業系食品廃棄物の減量化に関する情報発信（施策番号16）

・ ごみ排出方法の周知徹底（施策番号20）

個別施策シート（施策番号：3）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管		ともに取り組む	市民

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	2	リフューズ・リデュースの促進
主な施策	1	食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減

施策の概要

国の動向や2019（令和元）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」を踏まえ、市民・事業者と協働して食品ロスの削減に向けた取組を重点的に進めます。

また、生活ごみの約33%を占める厨芥類（生ごみ）の削減に向けた取組を検討・実施します。

【効果】

・ 市民に生ごみの水きりの必要性が認知され、実践者が増える。

・ 各種取組の参加者本人や家族・団体等の関係者が食品ロスについての関心を持ち、食品ロス削減に関する取組が広まり、家庭系食品ロス量が削減される。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
家庭系食品ロス量：14,900トン 【参考】2023（令和5）年度：17,181トン（生活ごみ組成分析調査拡大推計値）	（国及び府が目標値を設定していないため、市独自の目標値は設定しない。国及び府の目標値設定後、設定予定。）

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　参加者アンケート満足度

出前講座、食品ロス削減キャンペーン・イベント等参加者へのウェルビーイング（環境活動への参加、知識と技能、地域とのつながり、達成感等）に貢献することをめざします。

①生ごみの減量、食品ロスに関する情報発信の強化

取組指標	効果指標
・ 事業者と協働した市民向けキャンペーン・イベントの実施 ・ 出前講座の実施 ・ 啓発資材の配布、SNS等での情報発信	（参加者アンケートより） ・ キャンペーン・イベント参加者数/定員（人） ・ 実践（継続）しようと思った人/キャンペーン・イベント参加者（人）

②「生ごみの水きり」の推進

取組指標	効果指標
・「生ごみの水きり」に関する記事のXへの掲載（予定：３件） ・「生ごみの水きり」に関するパネル展の実施（予定：７回） ・「生ごみの水きり」について本市ホームページやSNSでの情報発信を継続的に実施	（市政モニターアンケートより） 生ごみ水きり実践率（%）

	<u>その他の取組</u> ○新たな生ごみ減量施策の検討・実施 ・ 生ごみ減量施策に関して他市事例を調査 ・ 民間事業者との連携による新たな生ごみ減量施策の検討

個別施策シート（施策番号：4）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管		ともに取り組む	市民・事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	2	リフューズ・リデュースの促進
主な施策	2	使い捨てプラスチックの削減

施策の概要

近年社会問題になっているプラスチック問題の解決に向けた対策として、国は2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、使い捨てプラスチックの使用削減等の目標を掲げています。

また、2022（令和4）年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では使い捨てプラスチックの一部を「特定プラスチック使用製品」として指定し、消費者に必要のない場合は提供を辞退すること、繰り返し使用できる製品を活用すること等を求めライフスタイルの変革を推進しています。

必要のないプラスチックをできるだけ使用しないプラスチックフリーなライフスタイルへの転換を促すため、様々な媒体を通して情報発信を行うことにより市民の行動変容を図り、事業者及び市民活動団体と連携・協働して使い捨てプラスチックの削減を推進します。

【効果】

・ リフューズへの行動変容（マイボトル普及や使い捨てプラスチック辞退の増加）が促され、生活ごみに混入しているリサイクル可能なプラスチック類が減少する。

・ より多くの事業者が資源の消費を抑制しつつ、循環型社会の形成、循環経済に関する意識を持つようになる。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
・ ペットボトル排出量（トン）の低減 【参考】2024（令和6）年度：2,330トン ・ 使い捨てプラスチック量（トン）の低減 【参考】2024（令和6）年度：2,417トン（生活ごみ組成分析調査拡大推計値）	・ ペットボトル排出量（トン）の低減 【参考】2024（令和6）年度：2,330トン ・ 使い捨てプラスチック量（トン）の低減 【参考】2024（令和6）年度：2,417トン（生活ごみ組成分析調査拡大推計値）

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　参加者アンケート満足度

市民活動団体やイベント参加者へのウェルビーイング（地域とのつながり、自然環境・環境の質、ポジティブな感情等）に貢献することをめざします。

①事業者・市民活動団体との連携・協働による使い捨てプラスチックの削減推進

取組指標	効果指標
新協定締結に向けた事業者・市民活動団体への働きかけ（予定：13件）	新協定締結事業者数（件）

②使い捨てプラスチック削減に関する情報発信の強化

取組指標	効果指標
・ マイボトル利用の推進に関する情報発信 ・ 使い捨てプラスチック削減に関する情報発信	（市政モニターアンケートより） ・ マイボトル普及率（%）

	・協定締結事業者と市民活動団体の取組状況等の情報発信 ・事業者・市民活動団体と協働したイベントの実施	・レジ袋・スプーン・ストロー等、使い捨てプラスチック辞退率（%）

その他の取組

・「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」に食品ロス削減に関する内容を加えることで締結事業者の業種を拡大し、協定締結事業者と連携し市民に情報発信を行い使い捨てプラスチック全般の削減を推進

個別施策シート（施策番号：5）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管		ともに取り組む	市民・事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	1	リユースの促進
個別施策	①	自主的なリユース行動の促進

施策の概要	民間事業者と連携しながら情報発信を行い、リユース品の回収やイベントの実施等により市民の自主的なリユース行動を促進します。 【効果】 ・ リユースに関する市民意識及び実践率が向上する。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	リユースを「普段から行っている」割合　：65% 【参考】2023（令和5）年度調査：57.4%（ごみ減量に関する市民・事業所意識調査）	リユースを「普段から行っている」割合　：70% 【参考】2023（令和5）年度調査：57.4%（ごみ減量に関する市民・事業所意識調査）

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　参加者アンケート満足度
イベント参加者へのウェルビーイング（環境活動への参加、地域社会とのつながり等）に貢献することをめざします。

①リユース品回収イベントの実施

取組指標	効果指標
協定締結事業者等と連携したリユース品回収イベントや衣料品のイベント回収の実施（予定：9 回）	・ リユース品回収量（トン）（参加者アンケートより） ・ 実践（継続）しようと思った人/イベント参加者（人）

②リユースに関する情報発信の強化

取組指標	効果指標
・ リユースアプリやプラットフォーム等の利用推進 ・ 民間事業者によるリユース品回収拠点の設置推進および拠点情報の発信	・ リユースアプリやプラットフォーム等利用者（閲覧者）数（人） ・ 民間回収拠点新設数（件）

その他の取組

・ 行政によるリユース品提供・回収イベントを通じた市民のリユース行動の定着促進及び民間事業者の回収拠点の拡充

個別施策シート（施策番号：6）

主たる所管	クリーンセンター管理課	関係所管	資源循環推進課	ともに取り組む	市民・事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	1	リユースの促進
個別施策	②	粗大ごみリユース事業の推進

施策の概要	粗大ごみとして清掃工場に搬入された使用可能な家具等を民間事業者への売払いやイベントを活用してリユースする事業に取り組みます。 【効果】 ・ まだ使用可能な物品のリユース促進により、ごみ処理量が低減する。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	清掃工場の粗大ごみ処理量（トン）の低減 【参考】2024（令和6）年度：3,291トン	清掃工場の粗大ごみ処理量（トン）の低減 【参考】2024（令和6）年度：3,291トン

取組内容

2026（令和8）年度

①粗大ごみリユース事業の実施

取組指標	効果指標
・ 粗大ごみリユースイベントの実施（予定：2回） ・ ジモティー投稿による引渡し（予定：390件） ・ エコミット粗大ごみリユース品のかご台車による回収（予定：165台）	粗大ごみのリユース量（トン）

個別施策シート（施策番号：7）

主たる所管	資源循環推進課、環境業務課	関係所管	環境事業管理課	ともに取り組む	市民・事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	2	ごみと資源の分別徹底

施策の概要

生活ごみの約29%を占めるリサイクル可能な資源（古紙類、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属等）の適正排出について周知徹底します。広報さかいやSNSを含む電子媒体等複数の手法を用いて本市のリサイクル状況や排出方法についての情報発信を強化し、集団回収・拠点回収（古紙類、小型家電等）の利用を積極的に促すことにより更なる適正排出及びリサイクルを促進します。

また、リサイクル可能な資源が混入している場合や正しく排出されていない場合は、啓発シール貼付によりごみを残置する等の指導を行います。

【効果】

・ ごみと資源の分別に関する情報を得る機会が増え、市民のごみ分別・リサイクルに関する理解が更に進み、生活ごみに混入しているリサイクル可能なものが減る。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
生活ごみに混入しているリサイクル可能なものの割合：25% 【参考】2023（令和5）年度：28.9%（生活ごみ組成分析調査）	生活ごみに混入しているリサイクル可能なものの割合：20% 【参考】2023（令和5）年度：28.9%（生活ごみ組成分析調査）

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　参加者アンケート満足度

出前講座参加者へのウェルビーイング（自然環境・環境の質、ポジティブな感情、知識と技能等）に貢献することをめざします。

①生活ごみ等の適正排出率向上に向けた指導強化・情報発信

②ごみと資源の分別徹底に向けた情報発信の強化

取組指標	効果指標
・ ごみ分別アプリによる情報発信（予定：30件）	ごみ分別アプリでの情報受取人数（人） （情報発信数×アプリ利用者数）
・ 広報課SNSでの情報発信（予定：6件） ・ 環境局Xでの情報発信（予定：90件）	エンゲージメント（いいね・コメント・シェア数）数（件）
・ ごみと資源の分別に関するパネル展実施（予定：9件） ・ ごみの4R運動に関する出前講座の実施	（来訪者・参加者アンケートより） 実践（継続）しようと思った人/来訪者・参加者（人）
・ 生活ごみや資源における不適正排出物に啓発シールを貼付・残置の継続	収集事業者の啓発シールの貼付・残置件数（件）
・ 適正排出に関する啓発チラシ配布（予定：30件）	啓発チラシ投函戸数（戸）
・ 不適正排出があった場合の必要に応じた現地確認、	不適正排出されているステーションやマンションごみ置き

	管理会社等の指導やチラシ配布 ・小型家電回収BOXの周知案内強化 ・広報さかいでの情報発信（予定：20件） ・不適正排出の事例紹介、広報さかいや本市ホームページで啓発記事や小型充電式電池類被害等の掲載 ・適正排出に関するチラシの配布や広報さかいへの啓発記事掲載、各種キャンペーンを通じた適正排出に関する啓発の実施		場の件数減少率（%） 小型家電リサイクル量（トン） －

個別施策シート（施策番号：8）

主たる所管	資源循環推進課、クリーンセンター管理課	関係所管	環境業務課	ともに取り組む	市民・事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	3	プラスチック資源循環の更なる促進
個別施策	①	ペットボトル水平リサイクルの促進

施策の概要	民間事業者と連携し、資源の長期循環が可能なペットボトルの水平リサイクルを行います。また、キャップとラベルを外した適正排出の更なる促進を図り、ペットボトルの資源循環の効率性を最大限に高めます。 【効果】 ・ 半永久的に資源を循環させることで限りある資源が有効活用され、CO_2の排出量が削減される。 ・ ペットボトルのキャップとラベルをはずして分別するように市民の行動変容が促され、不適合の割合が減る。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	ペットボトル水平リサイクルの不適合割合の低減 【参考】2025（令和7）年度上半期：17.4%（ペットボトル品質調査結果）	ペットボトル水平リサイクルの不適合割合の低減 【参考】2025（令和7）年度上半期：17.4%（ペットボトル品質調査結果）

取組内容

2026（令和8）年度

①ペットボトル適正排出の促進

取組指標	効果指標
・ ペットボトル適正排出に関するイベントパネル、ポスター掲示やチラシの投函、デジタルサイネージ等の情報発信（予定：40件） ・ ペットボトル水平リサイクルの継続実施	（市政モニターアンケートより） ペットボトルのキャップとラベルをはずしてどの程度分別しているか（%）

【参照】

・ 家庭系ごみの排出方法の周知徹底（施策番号19）

個別施策シート（施策番号：9）

主たる所管	環境事業管理課、資源循環推進課	関係所管	環境業務課	ともに取り組む	事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	3	プラスチック資源循環の更なる促進
個別施策	②	製品プラスチックの行政回収・リサイクルルートの確保

施策の概要	分別収集及び再商品化を実施します。容器包装プラスチックとの一括回収・再商品化等を含む様々な手法を検討し、効率的なリサイクルルートを確保します。 【効果】 ・ 製品プラスチックと容器包装プラスチックの一括回収・再商品化により、生活ごみに混入しているリサイクル可能なプラスチックの割合が低下する。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	製品プラスチックの行政回収開始	生活ごみに混入しているリサイクル可能なプラスチックの割合 【参考】2023（令和5）年度：10.9%（生活ごみ組成分析調査）

取組内容	2026（令和8）年度
	○ 製品プラスチックの収集、再商品化手法の調査・検討

個別施策シート（施策番号：10）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管		ともに取り組む	市民

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	4	家庭系古紙類の回収強化
個別施策	①	集団回収の更なる促進

施策の概要

電子申請システム等を活用し、実施団体が集団回収を開始・継続しやすい仕組みを整えます。

また、生活ごみへの混入が多い「その他の古紙」の更なる回収を促進します。

【効果】

・ 電子申請システムで集団回収を開始・継続しやすい体制が作られ、集団回収団体数が維持される。

・ 各種媒体による情報発信や出前講座、体験事業等の参加者が増加して「その他の古紙」についても回収が進み、生活ごみに占めるリサイクル可能な古紙の割合が低下する。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
生活ごみに混入しているリサイクル可能な古紙・古布の割合：10% 【参考】2023（令和5）年度：16.7%（生活ごみ組成分析調査）	生活ごみに混入しているリサイクル可能な古紙・古布の割合：8% 【参考】2023（令和5）年度：16.7%（生活ごみ組成分析調査）

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　参加者アンケート満足度

集団回収登録団体や出前講座、「その他の古紙」回収促進体験事業等の参加者へのウェルビーイング（経済的な満足、地域社会とのつながり、知識と技能、達成感等）に貢献することをめざします。

①集団回収の継続実施に向けた取組の推進

取組指標	効果指標
電子申請の利便性向上に向けた電子申請フォームの改善、利用者補助ツールの拡充、制度見直し検討	・ 集団回収登録団体数（団体） ・ 報償金申請件数（件）

②「その他の古紙」の更なる分別・回収

③紙類・衣類のリサイクルに関する情報発信の強化

取組指標	効果指標
・「その他の古紙」回収体験袋のイベントでの配布（予定：1,000枚） ・ 各種媒体による情報発信（予定：13件） ・ 紙類等リサイクルに関する出前講座受講団体数（予定：5団体） ・「その他の古紙」回収体験（古紙救出チャレンジ等）参加者数（予定：小学生100人、大人100人）	集団回収における「雑誌・その他の古紙」回収量（トン）

	・「その他の古紙」回収促進団体の募集等 ・区民まつり等のイベントでの啓発パネル展示及び「その他の古紙」回収体験袋を無料配布するブースの出展		

個別施策シート（施策番号：11）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管	環境業務課	ともに取り組む	事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	4	家庭系古紙類の回収強化
個別施策	②	集団回収以外の古紙リサイクルルートの確保

施策の概要

民間事業者と連携し回収拠点の増設を進め、新たなリサイクルルートの確保に努めます。

古紙類の回収については、市場等の社会経済情勢を注視し、新たな古紙回収体制の構築を図ります。

【効果】

・ 民間事業者の古紙回収拠点が増え、家庭系古紙をよりリサイクルしやすい環境になり、生活ごみに混入しているリサイクル可能な古紙類の割合や家庭系古紙の「生活ごみ」への排出率が低下（行動変容）する。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
生活ごみに混入しているリサイクル可能な古紙類の割合：9% 【参考】2023（令和5）年度：15.7%（生活ごみ組成分析調査）	生活ごみに混入しているリサイクル可能な古紙類の割合：7% 【参考】2023（令和5）年度：15.7%（生活ごみ組成分析調査）

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　参加者アンケート満足度

「その他の古紙」回収促進体験事業の参加者へのウェルビーイング（ポジティブな感情、環境の質、達成感や満足感等）に貢献することをめざします。

①民間事業者との連携（回収拠点の設置、情報共有等）

②古紙類回収体制（分別収集／拠点回収）の新たな構築

取組指標	効果指標
・ 民間事業者への古紙等回収拠点の設置勧奨（予定：15件） ・ 民間古紙等回収拠点の情報発信（予定：20件） ・「その他の古紙」回収促進体験事業（回収拠点への持ち込み誘導）の実施	家庭系古紙民間回収拠点増加数（件）

その他の取組

・ 公共施設への回収拠点の設置手法の検討

・ イベント回収の実施・巡回回収の検討

個別施策シート（施策番号：12）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管	クリーンセンター管理課、環境業務課	ともに取り組む	事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	5	事業系古紙のリサイクルルートの確保

施策の概要

事業系一般廃棄物の約16%を占める資源化可能な紙類のリサイクル促進のため、民間再資源化事業者のリサイクルルートを拡充し、古紙排出事業者を誘導します。

【効果】

・ 事業系古紙の新たな民間拠点の増加等によりリサイクルルートが拡充される。

・ 事業系古紙のリサイクルが促進され、事業系一般廃棄物に占めるリサイクル可能な紙類の割合が低下する。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
事業系一般廃棄物に占めるリサイクル可能な紙類の割合：14% 【参考】2024（令和6）年度：16%（事業系一般廃棄物組成分析調査）	事業系一般廃棄物に占めるリサイクル可能な紙類の割合：13% 【参考】2024（令和6）年度：16%（事業系一般廃棄物組成分析調査）

取組内容

2026（令和8）年度

①新たな事業系古紙リサイクルルートの拡充と誘導

取組指標	効果指標
民間事業者への古紙等回収拠点の設置勧奨（予定：15件）	事業系古紙民間回収拠点増加数（件）

②事業系古紙リサイクルの促進

取組指標	効果指標
・ 事業者団体との連携等による情報発信 ・ 事業所への訪問等による直接的な啓発・指導	・ 事業者の古紙リサイクルに関する本市ホームページの閲覧数（件）

③「事業系古紙回収協力店事業所制度」の周知・継続

取組指標	効果指標
古紙取扱事業者紹介一覧の充実	－

個別施策シート（施策番号：13）

主たる所管	環境事業管理課、資源循環推進課	関係所管	クリーンセンター管理課	ともに取り組む	事業者

基本方針	1	4Rの更なる推進
基本施策	3	リユース・リサイクルの促進
主な施策	6	新たなリサイクル手法の検討

施策の概要	紙おむつ、廃食用油等、国や府の計画等で提示された品目を優先的に新たなリサイクル対象について調査・検討し、民間事業者によるリサイクルルートへの誘導やリサイクル体制の構築を図ります。 【効果】 ・ 新たなリサイクル手法の認知度及び実践率が向上する。 ・ 新たなリサイクル手法によるリサイクルの促進、資源循環の推進が図られる。	
個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	–	–

取組内容

2026（令和8）年度

①廃食用油リサイクルの推進

取組指標	効果指標
・ 廃食用油リサイクルの各種媒体による情報発信（予定：10件） ・ 本市ホームページ、広報さかい、SNS、デジタルサイネージでの情報発信 ・ 制度周知、回収促進のキャンペーン等の実施	（市政モニターアンケートより） 廃食用油の拠点回収認知度（%）

<u>その他の取組</u>

○新たなリサイクル手法の検討

・ 市が実施していない新たなリサイクル対象や手法に関する他市調査の実施

個別施策シート（施策番号：14）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管	クリーンセンター管理課、環境事業管理課、環境施設課	ともに取り組む	市民

基本方針	2	ごみに関わる多様な主体の連携・協働
基本施策	1	市民・行政によるごみ減量化・リサイクル行動の促進
主な施策	1	環境教育や環境学習の推進

施策の概要

ごみに対する関心や意識向上を図るには特に若年層への働きかけが重要であるため、幼少期からの環境教育を強化します。さらに、全ての世代を対象として環境学習等の啓発に取り組みます。

また、「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき環境学習設備を整備します。

【効果】

・ 幼児や児童等のごみへの関心が高まり、4Rの幼少期・児童期からの定着が進む。

・ 全ての世代で環境保全の重要性について考える機会が増える。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	環境教育・環境学習の持続的な効果による家庭系ごみ減量化や正しい分別の定着	環境教育・環境学習の持続的な効果による家庭系ごみ減量化や正しい分別の定着

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　参加者アンケート満足度

環境教育・環境学習の参加者へのウェルビーイング（知識と技能、環境の質、達成感や満足感、生活の楽しさ・面白さ等）に貢献することをめざします。また、環境学習設備を整備することで、教育環境の観点からもウェルビーイングの向上に貢献します。

①幼児・児童・生徒を対象とした環境教育の充実、各種教育機関と連携した情報発信

取組指標	効果指標
・ 環境学習参加依頼（予定：小学校全92校） ・ 出前講座内容の見直し ・ 小学校等の工場見学の継続	実践（継続）しようと思った人/小学校出前講座参加者（人）

②若年層を対象とした環境学習の充実

取組指標	効果指標
・ 高校生を対象としたエコレシピコンテストの開催 ・ 中高生を対象に含めたエコクッキング講座の開催	（参加者アンケートより） 食品ロス削減の取組を実践（継続）しようと思った人/参加者（人）

③自治会との連携

取組指標	効果指標
ごみ減量化推進員と連携した情報発信	–

個別施策シート（施策番号：15）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管	環境業務課	ともに取り組む	事業者

基本方針	2	ごみに関わる多様な主体の連携・協働
基本施策	2	市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進
主な施策	1	事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備

施策の概要	更なるリサイクルの推進に向け、本市にあるサーキュラーフィールドOSAKA（食品廃棄物や木質廃棄物等を取り扱う民間再資源化事業者が集約しているエリア）をはじめとした民間事業者との連携によるリサイクル体制を整備し、事業者の自主的なリサイクルを促進します。 【効果】 ・ サーキュラーフィールドOSAKAを含む民間再資源化事業者の活用が進み、事業系一般廃棄物減量等計画書によるリサイクル量やリサイクル率が増加する。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	事業系一般廃棄物減量等計画書によるリサイクル率：62% 【参考】2024（令和6）年度：59.6%	事業系一般廃棄物減量等計画書によるリサイクル率：64% 【参考】2024（令和6）年度：59.6%

取組内容

2026（令和8）年度

①サーキュラーフィールドOSAKA活用の促進

②サーキュラーフィールドOSAKAビジョンとの連携による処理体制の確保

③民間再資源化事業者との連携

取組指標	効果指標
・ 大規模事業所訪問調査の実施（予定：180件） ・ 民間再資源化事業者の活用に向けた情報発信（予定：1,000件） ・ サーキュラーフィールドOSAKA事業者に関する情報発信 ・ サーキュラーフィールドOSAKAに立地する民間再資源化事業者の維持 ・ 民間資源化事業者との連携によるリサイクル誘導施策の実施	事業系一般廃棄物減量等計画書によるリサイクル量（トン）

個別施策シート（施策番号：16）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管		ともに取り組む	事業者

基本方針	2	ごみに関わる多様な主体の連携・協働
基本施策	2	市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進
主な施策	2	事業系食品廃棄物の削減

施策の概要

「食べきり協力店制度」や「フードシェアリング」等、事業者及び関連部局と連携し事業系食品廃棄物の削減を推進します。また、これらの制度を通じて消費者に情報発信を行うことにより、「食べきり」や「手前どり」等の行動変容を促します。

【効果】

・ 消費期限が近い食品の購入・消費が促され、食品ロスの削減が進む。

・ 事業者の食品廃棄物減量に対する意識が向上する。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
事業系食品ロス量：7,500トン 【参考】2024（令和6）年度：9,179トン（事業系一般廃棄物組成分析調査：拡大推計値）	（国及び府が目標値を設定していないため、本市独自の目標値は設定しない。国及び府の目標値設定後、設定予定。）

取組内容

2026（令和8）年度

①食品ロスの削減に係る事業者及び市民活動団体との連携・協働

取組指標	効果指標
・ 食品ロス削減に係る協定締結事業者数（予定：12者） ・ 食べきり協力店の登録勧奨	・ 事業者の食品ロス削減に向けた協定取組項目数（項目） ・ 食べきり協力店店舗数（店舗）

②事業系食品廃棄物の減量化に関する情報発信

取組指標	効果指標
環境局Ｘへ投稿し、「食べきり協力店」を紹介	エンゲージメント（いいね・コメント・シェア）数（件）

個別施策シート（施策番号：17）

主たる所管	環境業務課	関係所管		ともに取り組む	市民・事業者

基本方針	2	ごみに関わる多様な主体の連携・協働
基本施策	2	市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進
主な施策	3	地域美化の推進

施策の概要

市民・事業者・行政の協働による地域美化活動の推進や家庭ごみ等の不法投棄の未然防止に努めます。また、インバウンドの増加に伴うポイ捨て等の防止策として多言語での各種情報発信や啓発を行います。

【効果】

・ 環境美化意識・マナーが向上し、都市が清潔で美しいと実感でき、安全・安心で快適な都市が実現する。
・ アドプト制度登録団体やボランティア清掃の増加により、市民の環境美化意識が向上し、不法投棄や路上喫煙の減少等の行動変容が起こる。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
堺市は、「街並みの美しさ」に満足できる都市だと思う割合：56% 【参考】2024（令和6）年度：47.8%（政策企画部市民意識調査）	堺市は、「街並みの美しさ」に満足できる都市だと思う割合：61% 【参考】2024（令和6）年度：47.8%（政策企画部市民意識調査）

取組内容

2026（令和8）年度

ウェルビーイング指標　堺市は、「街並みの美しさ」に満足できる都市だと思う割合（市民意識調査）
街並みの美しさに関してウェルビーイング（環境の質）向上を図ります。

①不法投棄対策

取組指標	効果指標
啓発看板設置やパトロールの実施	市内における不法投棄処理件数（件）

②路上喫煙及びポイ捨て対策

取組指標	効果指標
路上喫煙等禁止区域における過料徴収	路上喫煙等禁止区域における路上喫煙率（%）

③堺市美化推進協議会との連携

取組指標	効果指標
・ 市内主要駅における堺市美化推進協議会の活動内容に関する啓発放送 ・ 市内商業施設における堺市美化推進協議会の活動	市民団体・民間事業者がボランティアによる環境美化活動を実施した回数（回）

内容に関する啓発放送	

④アドプト制度の登録促進

取組指標	効果指標
清掃道具の貸出及び回収したごみの処理等によるアドプト制度登録団体の活動支援及び新たな協力団体の拡充	アドプト制度の新規登録団体数（団体）

個別施策シート（施策番号：18）

主たる所管	環境事業管理課、環境業務課	関係所管	クリーンセンター管理課	ともに取り組む	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	1	効率的かつ適切な収集運搬体制の構築
主な施策	1	ごみ分別収集運搬体制の見直し

施策の概要	分別区分・回数、収集・排出方法、条例・規則、清掃工場直接搬入制度等収集運搬体制がより適切なものとなるよう随時見直します。見直しの際には分別収集品目の排出量や収集運搬経費、市民・事業者ニーズ等を踏まえ、収集運搬体制の効率化に向けICTの活用も併せて検討します。 【効果】 ・ 利便性向上によりリサイクル率が上昇する。 ・ 収集運搬の効率化及び経費削減につながる。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	家庭系リサイクル率の上昇 【参考】2024（令和6）年度：14.7%	家庭系リサイクル率の上昇 【参考】2024（令和6）年度：14.7%

取組内容	2026（令和8）年度
	○ 容器包装リサイクル法及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく分別収集の見直し ・ プラスチックの一括収集に向けた検討 ○ 収集運搬経費の縮減 ・ 粗大ごみの一部地域委託化による収集運搬経費縮減を検討・実施 ○ 清掃工場事前申込制度導入後の検証・見直し ・ 搬入前検査による不適正排出指導の実施 ○ 不燃物・金属類の分別収集体制の整理 ・ 月１回に限り収集可と認めている埋め立てごみについて、市民の利便性向上のため収集回数の再検討 ○ ごみの多様化に対応した分別区分・収集体制の整理 ・ 破壊しなければ液体物を取り除くことができない製品（使い切れないライター、ペンキ缶）等分別が困難なごみの区分の整理 ○ 資源持ち去り防止、適正処理の推進 ・ 資源持ち去り防止条例の周知 ・ 対象者の指導

個別施策シート（施策番号：19）

主たる所管	環境業務課	関係所管	資源循環推進課、クリーンセンター管理課、環境事業管理課	ともに取り組む	市民

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	2	ごみの適正排出の推進
主な施策	1	ごみの排出方法の周知や指導の徹底
個別施策	①	家庭系ごみ排出方法の周知徹底

施策の概要	家庭系ごみ排出方法について詳細を記載したパンフレット（現：資源とごみの分別大辞典）の見直し（外国語、点字を含む）や広報さかい、分別アプリ、SNS等、様々な媒体を通して周知徹底を図ります。また、清掃工場搬入禁止物については適切な処理方法の情報発信を行います。 【効果】 ・ 市民の分別意識や実践率、リサイクル率が向上し、安全・安心で安定的な処理体制の構築に寄与する。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	ごみ減量に関する市民意識調査 ※（）内は2023（令和5）年度調査結果 ＜分別を「いつも・だいたいしている」人の割合＞ プラスチック製容器包装：92%（90.1%） ペットボトル：94%（92.9%） 小型金属：90%（88.3%） ＜排出方法がわからない人の割合＞ 充電式電池類：20%（29.6%） 小型家電：20%（29.7%） ボタン電池：18%　（22.5%） 蛍光管：17%（21.3%）	ごみ減量に関する市民意識調査 ※（）内は2023（令和5）年度調査結果 ＜分別を「いつも・だいたいしている」人の割合＞ プラスチック製容器包装：94%（90.1%） ペットボトル：95%（92.9%） 小型金属：92%（88.3%） ＜排出方法がわからない人の割合＞ 充電式電池類：15%（29.6%） 小型家電：15%（29.7%） ボタン電池：14%（22.5%） 蛍光管：13%（21.3%）

取組内容

2026（令和8）年度

①ごみ排出方法の周知徹底

取組指標	効果指標
・ 広報さかいによる情報発信 ・ ごみ分別アプリによる情報発信 ・ 本市ホームページの定期的な見直し ・ ごみ分別や処理に関するパンフレット（現：資源とごみの分別大辞典）の随時見直し・改定、多言語化、ホームページでの公開	・ 受付センターでのごみ分別に関する問合せ件数（件） ・ ホームページ「家庭から出るごみの出し方」閲覧数（件） ・ ごみ分別アプリでの情報受取人数（人）（情報発信数×アプリ利用者数）

その他の取組

・ 不適正排出者への指導

・ 搬入禁止物の処理先の確保・維持

個別施策シート（施策番号：20）

主たる所管	資源循環推進課、クリーンセンター管理課	関係所管	環境業務課	ともに取り組む	事業者

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	2	ごみの適正排出の推進
主な施策	1	ごみの排出方法の周知や指導の徹底
個別施策	②	事業系ごみ排出方法の周知徹底

施策の概要

事業系ごみ排出方法について様々な機会を通して情報発信を行います。清掃工場における搬入物検査を通して排出方法を周知徹底し、搬入禁止物等に対する指導を継続実施します。また、インバウンドが増加することによって増えるごみについても適正処理を周知徹底します。

【効果】

・ 事業者の適正排出が進み、自己搬入時の指導割合が減少する。

・ 事業者が適正排出に関する情報に触れる機会が増えることで、ごみの減量化・リサイクル意識が向上し、事業系ごみに含まれるリサイクル可能な資源の割合が低下する。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
事業系一般廃棄物に占めるリサイクル可能な資源の割合：45% 【参考】2024（令和6）年度：49.4%（事業系一般廃棄物組成分析調査）	事業系一般廃棄物に占めるリサイクル可能な資源の割合：40% 【参考】2024（令和6）年度：49.4%（事業系一般廃棄物組成分析調査）

取組内容

2026（令和8）年度

①搬入物検査の継続

取組指標	効果指標
展開検査の実施（予定：1,000 件）	事業系の自己搬入件数に対する指導割合（%） （指導件数/展開検査件数）

<u>その他の取組</u>

○ ごみ排出方法の周知徹底

個別施策シート（施策番号：21）

主たる所管	資源循環推進課	関係所管		ともに取り組む	事業者

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	2	ごみの適正排出の推進
主な施策	1	ごみの排出方法の周知や指導の徹底
個別施策	③	事業用大規模建築物所有者に対する適正排出指導

施策の概要	事業系ごみの適正排出や減量化・リサイクルに向け事業用大規模建築物所有者を含む廃棄物管理責任者に対する啓発や指導を継続します。 また、事業用大規模建築物所有者から提出された「事業系一般廃棄物減量等計画書」を基に実態を把握し、発生抑制及びリサイクルルートへの誘導等の効果的な指導を行います。 【効果】 ・ 事業用大規模建築物所有者や事業者の適正処理に対する意識が高まり、計画書の報告値による大規模事業所のリサイクル率が向上する。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	事業系一般廃棄物減量等計画書によるリサイクル率：62%（再掲） 【参考】2024（令和6）年度：59.6%	事業系一般廃棄物減量等計画書によるリサイクル率：64%（再掲） 【参考】2024（令和6）年度：59.6%

取組内容

2026（令和8）年度

①減量等計画書提出事業者への指導内容の充実（発生抑制及びリサイクルルートへの誘導等）

取組指標	効果指標
・ 大規模事業所訪問調査の実施（予定：180 件（再掲）） ・ 減量等計画書未提出者への催促 ・ 排出不良事業者への再訪問指導	事業系一般廃棄物減量等計画書によるリサイクル量（トン）（再掲）

個別施策シート（施策番号：22）

主たる所管	環境業務課、環境事業所	関係所管		ともに取り組む	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	2	ごみの適正排出の推進
主な施策	2	高齢者や外国人住民等への対応

施策の概要

本市の高齢化は進んでおり外国人人口は増加傾向にあります。高齢者等へのごみ出し支援を継続し、関連部局との連携のもと高齢者や外国人住民等にも分別しやすい排出方法の検討やわかりやすい情報発信を行います。

【効果】

・ 高齢者等の適正排出が促進され、生活支援につながる。

・ 外国人住民を含め、より多くの市民の分別意識や実践率、リサイクル率の向上につながる。

個別施策目標

2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
生活ごみに混入しているリサイクル可能なものの割合：25%（再掲） 【参考】2023（令和5）年度：28.9%（生活ごみ組成分析調査）	生活ごみに混入しているリサイクル可能なものの割合：25%（再掲） 【参考】2023（令和5）年度：28.9%（生活ごみ組成分析調査）

取組内容

2026（令和8）年度

①多言語での情報発信

取組指標	効果指標
・「資源とごみの分別大辞典」多言語版の QR コード掲載チラシ配布（内容の更新含む） ・「資源とごみの分別大辞典」多言語版を簡易版で更新 ・外国人住民が集まる本市施設等へ QR コード掲載チラシを配架 ・収集日看板やごみ品目毎の啓発看板のデータ作成 ・国際課と連携し、「堺市生活必携」の更新や外国語ニューズレターへの掲載	ホームページ「資源とごみの分別大辞典」多言語版閲覧数（件）

②適正排出啓発の継続

取組指標	効果指標
外国人住民を含む適正排出の啓発	－

③ふれあいサポート収集の継続

取組指標	効果指標
ふれあいサポート収集の継続	－

	<u>その他の取組</u> ・ イラストを多用し、最小限の文章での周知 ・ さんあ～るアプリ多言語版の検討

個別施策シート（施策番号：23）

主たる所管	環境事業管理課	関係所管		ともに取り組む	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	2	ごみの適正排出の推進
主な施策	3	家庭ごみ有料化の検討

施策の概要	家庭ごみ有料化は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を目的とするものです。他市事例等の調査を進め、社会経済情勢や市民意識、本市のごみ処理状況等を注視し検討します。 【効果】 ・ 家庭ごみ有料化を適切な時期に導入することができる。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	–	–

取組内容	2026（令和8）年度
	○ 家庭ごみ有料化に関する調査 ・ 他市調査を実施

個別施策シート（施策番号：24）

主たる所管	環境事業管理課	関係所管	クリーンセンター管理課、環境業務課、資源循環推進課	ともに取り組む	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	2	ごみの適正排出の推進
主な施策	4	ごみ処理手数料の改定の検討

施策の概要	適正排出及び民間事業者による自主的な減量化・リサイクルへの誘導に向けた取組として、ごみ処理手数料の見直しを検討します。 【効果】 ・ ごみ処理手数料の適正性を継続的に確保することができる。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	–	–

取組内容	2026（令和8）年度
	○ ごみ処理手数料の見直し ・ 清掃工場搬入手数料について、近隣市町村及び政令市の手数料調査 ・ 清掃工場搬入手数料について、「受益者負担の考え方」に基づき、適正な金額調査

個別施策シート（施策番号：25）

主たる所管	環境施設課	関係所管	クリーンセンター	ともに取り組む	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	3	安全・安心で安定的な処理体制の構築
主な施策	1	中間処理施設整備の推進

施策の概要	一般廃棄物処理施設は、市民生活の環境衛生の維持・向上に必要不可欠な施設です。将来にわたり安定した処理体制の確保と大規模災害時に備えた施設の分散配置等の視点を含めた「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、ごみ処理施設や資源化施設の整備・更新を進めます。また、今後整備が必要となる施設の最適な処理体制を検討します。 【効果】 ・ 将来にわたる安全・安心で安定的な処理体制が確保される。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づくごみ焼却施設、資源化施設等の更新	一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づくごみ焼却施設、資源化施設等の更新

取組内容	2026（令和8）年度
	○ ごみ焼却施設、資源化施設等整備の推進 ・ 2026（令和8）年度：PPP/PFI導入可能性調査 ・ 2026（令和8）～2027（令和9）年度：事前調査業務（測量、土壌調査等） ・ 2026（令和8）～2028（令和10）年度：環境影響評価業務

個別施策シート（施策番号：26）

主たる所管	クリーンセンター東工場、環境施設課	関係所管		ともに取り組む	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	3	安全・安心で安定的な処理体制の構築
主な施策	2	廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用

施策の概要	クリーンセンター東工場第二工場における高効率廃棄物発電や蒸気の外部供給、クリーンセンター臨海工場における高効率廃棄物発電等、熱エネルギーの有効利用を継続することで、ゼロカーボンシティの実現に貢献し本市の歳入確保に努めます。 また、東工場第二工場においては、自己託送制度を活用して廃棄物発電の余剰電力を三宝水再生センター及び泉北水再生センターで使用することによりエネルギーの地産地消を図ります。 【効果】 ・ 発電した電力・蒸気の外部供給等により歳入が確保される。 ・ 化石燃料の消費が抑制され、温室効果ガスの発生が抑制される。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	廃棄物発電・蒸気供給による熱エネルギーの有効利用の継続実施	廃棄物発電・蒸気供給による熱エネルギーの有効利用の継続実施

取組内容	2026（令和8）年度
	○ 廃棄物発電（売電・自己託送を含む）の実施 ○ 蒸気供給の実施

個別施策シート（施策番号：27）

主たる所管	環境施設課、クリーンセンター東工場、クリーンセンター管理課、浄化ステーション	**関係所管**		**ともに取り組む**	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	3	安全・安心で安定的な処理体制の構築
主な施策	3	焼却施設等の適正な維持管理

施策の概要	焼却（溶融）施設において破砕・排水・排ガス処理設備等も含め定期点検整備等の適正な維持管理を実施し、一般廃棄物の安定した処理及び環境負荷の低減に万全を期します。 また、資源化施設においても適正な定期点検整備等の維持管理を実施し、安定した施設運営に努めます。 南部処理場の浸出水処理施設の老朽化が進んでいることから必要に応じて改修を行う等、引き続き安全かつ安定的に維持管理を行うことにより生活環境の保全を図ります。 【効果】 ・ 各焼却施設等が安定的に運営されることで、環境負荷の低減と生活環境の保全につながる。

	2030（令和12）年度	**2035（令和17）年度**
個別施策目標	排ガス等に含まれる有害物質等について、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法等、各種環境法令等に基づく規制基準値の遵守	排ガス等に含まれる有害物質等について、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法等、各種環境法令等に基づく規制基準値の遵守

	2026（令和8）年度
取組内容	○ 焼却（溶融）施設の適正な維持管理 ・ 各種環境法令に基づく規制基準値の遵守 ○ 資源化施設の適正な維持管理 ○ 埋立処分場（南部処理場）の適正な維持管理

個別施策シート（施策番号：28）

主たる所管	環境事業管理課	関係所管		ともに取り組む	

基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	3	安全・安心で安定的な処理体制の構築
主な施策	4	災害に備えた処理体制の構築

施策の概要	大規模災害発生時に備え広域圏における本市の役割について検討します。 「堺市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に進めるため、より詳細に具体化したマニュアルについて随時知見を反映し、災害時の収集・処理体制の構築に努めます。 また、関連部局と連携し、平時からマニュアルの内容理解に努め災害時を想定した研修を実施する等、関係職員の対応能力の向上を図ります。 【効果】 ・ 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理による、大規模災害発生時における市民の健康・環境衛生面での安全・安心の確保や迅速な災害復旧につながる。

個別施策目標	2030（令和12）年度	2035（令和17）年度
	実効性の高い災害廃棄物処理計画やマニュアルを整備し、災害発生時を想定した研修を実施することで、職員の意識の向上及び大規模災害発生時における迅速な災害復旧をめざす。	実効性の高い災害廃棄物処理計画やマニュアルを整備し、災害発生時を想定した研修を実施することで、職員の意識の向上及び大規模災害発生時における迅速な災害復旧をめざす。

取組内容

2026（令和8）年度

①災害発生時を想定した訓練・研修

取組指標	効果指標
災害廃棄物処理研修の実施（予定：3 回／年）	クイズ形式の研修受講率（%） クイズ形式の研修正解率（%）

その他の取組

○ 関係団体との連携・協力体制の構築

○ 堺市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理計画に基づくマニュアルの随時改定

個別施策シート（施策番号：29）

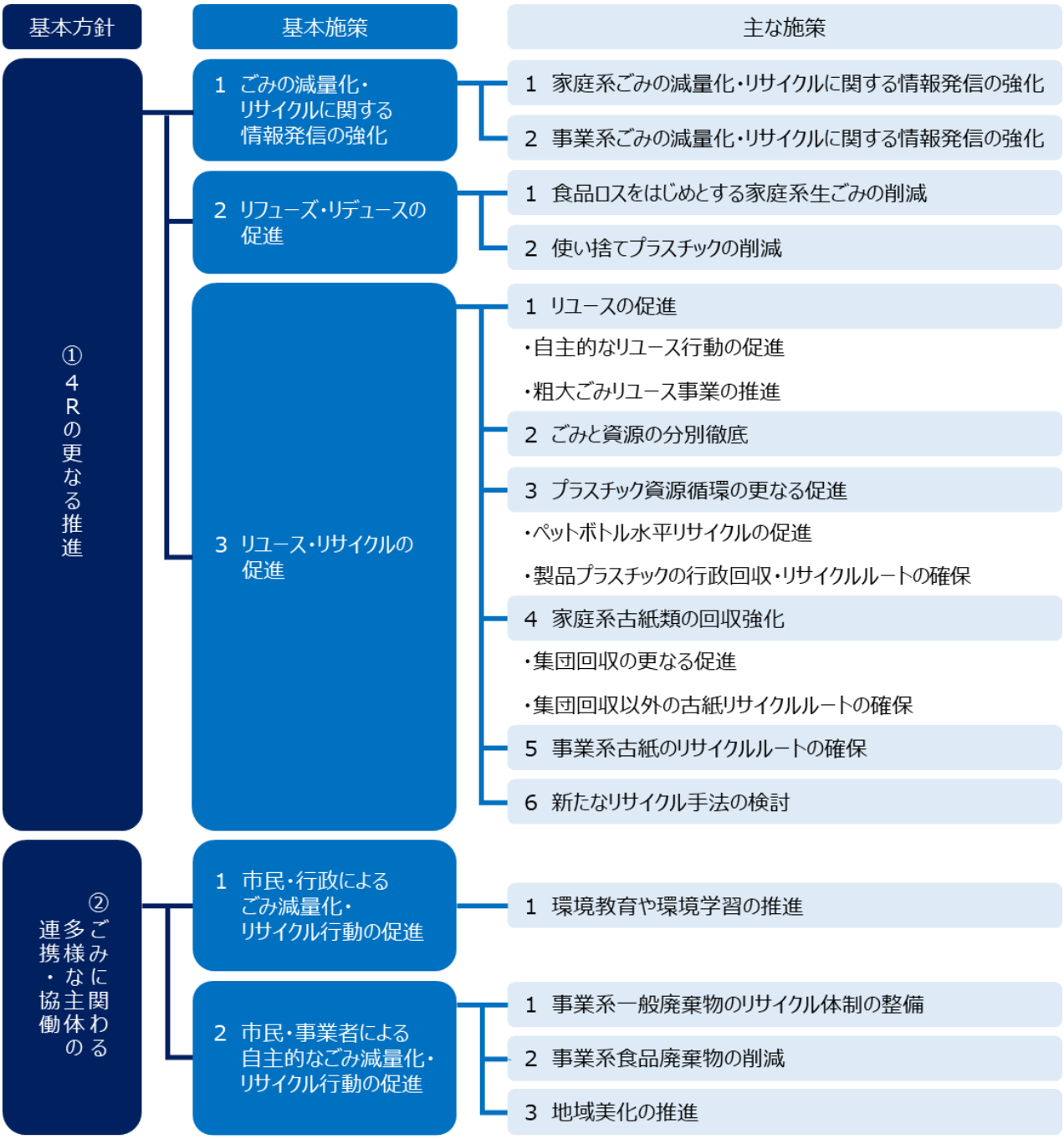
主たる所管	環境事業管理課、クリーンセンター管理課、環境施設課、クリーンセンター東工場	**関係所管**	浄化ステーション	**ともに取り組む**	

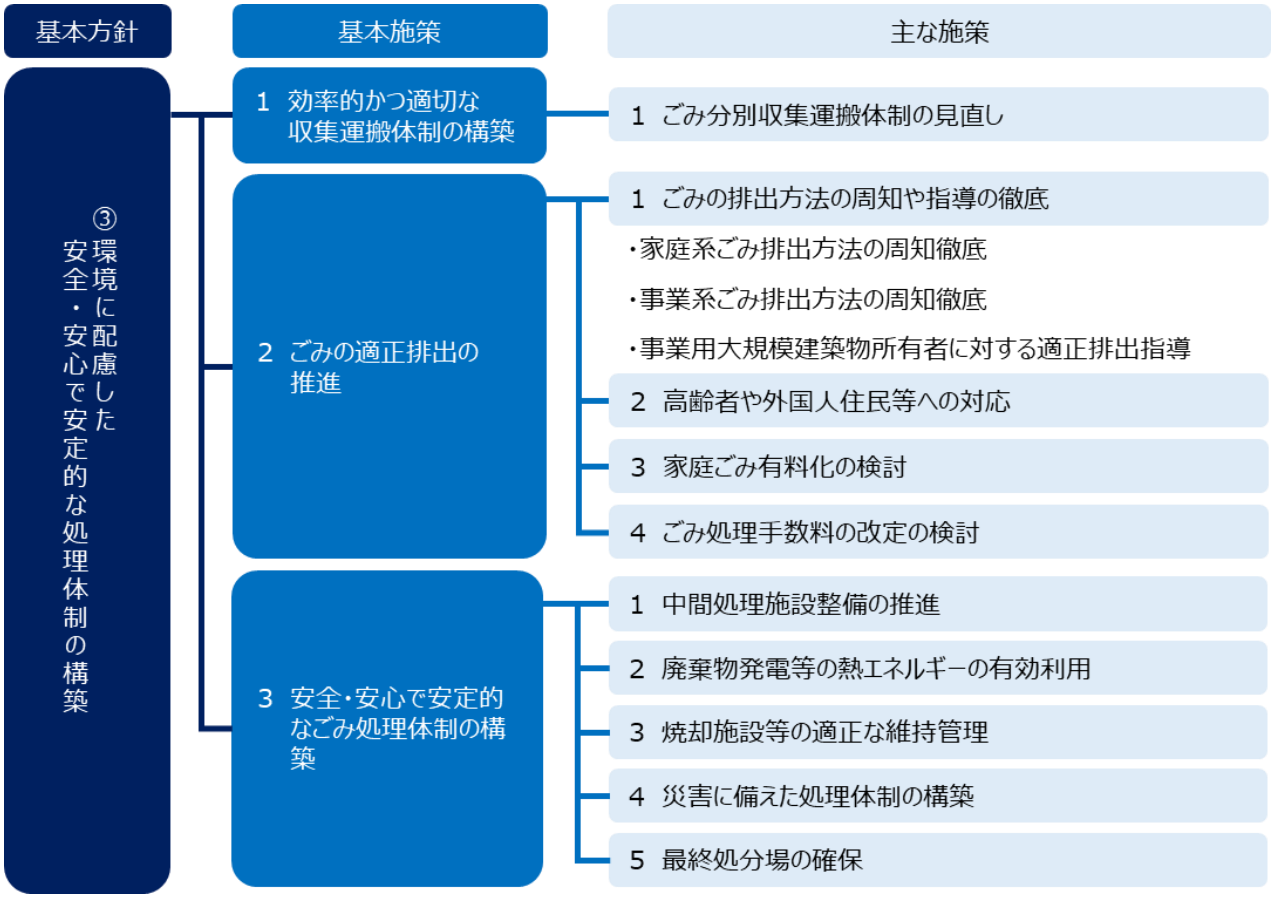
基本方針	3	環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
基本施策	3	安全・安心で安定的な処理体制の構築
主な施策	5	最終処分場の確保

施策の概要	市域内に新たな最終処分場を整備することは困難な状況であり、大阪湾フェニックス計画により最終処分場を確保しています。クリーンセンター臨海工場における溶融処理、クリーンセンター東工場破砕施設における資源の回収等、処理段階でのごみの減量化・リサイクル施策の実施により最終処分量を可能な限り削減することでフェニックス最終処分場の延命化に寄与する等、最終処分場の確保に努めます。 【効果】 ・ 最終処分量の削減により、最終処分場の延命化に寄与し、最終処分場が長期的に確保される。	
個別施策目標	**2030（令和12）年度**	**2035（令和17）年度**
	最終処分場の確保	最終処分場の確保

取組内容	**2026（令和8）年度**
	○ クリーンセンター臨海工場における溶融処理 ○ クリーンセンター東工場破砕施設における資源の回収

＜参考：施策体系一覧＞


基本方針
基本施策
主な施策
①4Rの更なる推進
1 ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
1 家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
2 事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
2 リフューズ・リデュースの促進
1 食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減
2 使い捨てプラスチックの削減
3 リユース・リサイクルの促進
1 リユースの促進
・自主的なリユース行動の促進
・粗大ごみリユース事業の推進
2 ごみと資源の分別徹底
3 プラスチック資源循環の更なる促進
・ペットボトル水平リサイクルの促進
・製品プラスチックの行政回収・リサイクルルートの確保
4 家庭系古紙類の回収強化
・集団回収の更なる促進
・集団回収以外の古紙リサイクルルートの確保
5 事業系古紙のリサイクルルートの確保
6 新たなリサイクル手法の検討
②ごみに関わる多様な主体の連携・協働
1 市民・行政によるごみ減量化・リサイクル行動の促進
1 環境教育や環境学習の推進
2 市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進
1 事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備
2 事業系食品廃棄物の削減
3 地域美化の推進


基本方針
基本施策
主な施策
③環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築
1 効率的かつ適切な収集運搬体制の構築
1 ごみ分別収集運搬体制の見直し
2 ごみの適正排出の推進
1 ごみの排出方法の周知や指導の徹底
・家庭系ごみ排出方法の周知徹底
・事業系ごみ排出方法の周知徹底
・事業用大規模建築物所有者に対する適正排出指導
2 高齢者や外国人住民等への対応
3 家庭ごみ有料化の検討
4 ごみ処理手数料の改定の検討
3 安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築
1 中間処理施設整備の推進
2 廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用
3 焼却施設等の適正な維持管理
4 災害に備えた処理体制の構築
5 最終処分場の確保

堺市一般廃棄物処理基本計画
ごみ減量プラン（2026-2035）

2026（令和8）年8月発行
編集／堺市 環境局 環境事業部 環境事業管理課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL：072-228-7478 FAX：072-229-4454
E-mail：kankan@city.sakai.lg.jp

堺市配架資料番号1-I3-26-0142